**資料4**

○奄美群島振興開発基本方針の新旧対照表（抜粋）

（傍線は現行からの変更部分）

| 制定案 | 現行 |
| --- | --- |
| 奄美群島振興開発基本方針 | 奄美群島振興開発基本方針 |
| Ⅰ～Ⅱ　（略） | Ⅰ～Ⅱ　（略） |
| Ⅲ　奄美群島の振興開発を図るための基本的事項<br>奄美群島の振興開発に関する各分野についての基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の施策や事業の実施にあたっては、国、鹿児島県、群島内市町村、奄美基金、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。<br>その際、各事業主体は、奄美群島振興交付金及び産業振興促進計画認定制度を効果的に活用する。また、奄美基金の業務に中小事業者等へのコンサルティングが追加されたことも踏まえ、鹿児島県及び群島内市町村は、奄美群島の産業振興・雇用機会の拡充に向けて、奄美基金が活用されるよう連携を図るものとする。 | Ⅲ　奄美群島の振興開発を図るための基本的事項<br>奄美群島の振興開発に関する各分野についての基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の施策や事業の実施にあたっては、国、鹿児島県、群島内市町村、奄美基金、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。<br>その際、各事業主体は、奄美群島振興交付金及び産業振興促進計画認定制度を効果的に活用する。また、奄美基金の業務に中小事業者等へのコンサルティングが追加されたことも踏まえ、鹿児島県及び群島内市町村は、奄美群島の産業振興・雇用機会の拡充に向けて、奄美基金が活用されるよう連携を図るものとする。 |
| 1～7　（略） | 1～7　（略） |
| 8　医療の確保等に関する基本的な事項<br>奄美群島には依然として無医地区が存在し、本土から隔絶した外海に位置する等の特殊事情から、医師の確保や診療所等の充実、島外への救急患者の輸送等、医療体制の充実は重要な課題である。 | 8　医療の確保等に関する基本的な事項<br>奄美群島には依然として無医地区が存在し、本土から隔絶した外海に位置する等の特殊事情から、医師の確保や診療所等の充実、島外への救急患者の輸送等、医療体制の充実は重要な課題である。 |

このため、医師・看護師や病床等の確保、情報通信機器を活用した遠隔医療の充実、中核的な病院による支援・協力体制の構築等により、必要な医療水準の確保を図る。

また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、出産に必要な医療を受ける機会が確保されるよう、また、鹿児島県による地域医療構想及び医療計画の策定にあたっては奄美群島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮に努める。

なお、他の地域との格差是正に向けて、保健医療サービスを受けるための住民負担の軽減についての適切な配慮に努める。

9～18　（略）

Ⅳ　（略）

このため、医師・看護師や病床等の確保、情報通信機器を活用した遠隔医療の充実、中核的な病院による支援・協力体制の構築等により、必要な医療水準の確保を図る。

また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、出産に必要な医療を受ける機会が確保されるよう、また、鹿児島県による医療計画の策定にあたっては奄美群島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮に努める。

なお、他の地域との格差是正に向けて、保健医療サービスを受けるための住民負担の軽減についての適切な配慮に努める。

9～18　（略）

Ⅳ　（略）